

第五十五回国 参議院商工委員会會議録第五号

昭和四十二年五月二十三日(火曜日)
午後一時二十一分開会

委員の異動

五月十六日

辞任 矢追 秀彦君

補欠選任 白木義一郎君

五月十八日

辞任 宮崎 正雄君

補欠選任 横山 フク君

五月二十日

辞任 近藤英一郎君

補欠選任 紅露 みつ君

五月二十二日

辞任 横山 フク君

補欠選任 近藤英一郎君

五月二十三日

辞任 白木義一郎君

補欠選任 矢追 秀彦君

辞任 矢追 秀彦君

補欠選任 宮崎 正義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

鹿島 俊雄君

近藤英一郎君

柳田桃太郎君

阿部 竹松君

上原 正吉君

重政 庸徳君

宮崎 正雄君

横井 太郎君

大矢 正君

小柳 勇君

近藤 信一君

竹田 現照君
樺 繁夫君
宮崎 正義君
向井 長年君

二階堂 進君

小林 貞雄君

谷敷 寛君

小田橋貞壽君

國務大臣

國務大臣

政府委員

科学技術庁長官

官房長

科学技術庁振興局長

事務局側

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○理化学研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠互選についておはかりいたします。

委員の変更に伴い理事が一名欠員になっておりますので、その補欠互選を行ないます。

互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に近藤英一郎君を指名いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、衆議院送付の理化学研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

先般提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日はこれより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○阿部竹松君 法案の内容をお尋ねする前に、二階堂長官に、二、三点お尋ねしたいことがあるんです。法律では現在にまだに東京都にこの研究所を置くということになっております。今回の改正によって埼玉県ということになります。すでに九九年まで埼玉県にすべてが移行しているわけですね。もし、ここで否決になったら国に与える損害は膨大なものです。国の承認を得て、国会の議決を得て初めて東京都から埼玉県に移行しなければならぬ。にもかかわらず、いち早く承認されることを前提として埼玉県に移行してしまっている。法改正をやったと同じがごときお仕事をなさっている。これは立法局ではどういように解釈されるか、これは立法局でいま調査中ですからわかりませんが、政治的には背信行為である。この点の御説明をいただきたい。

○國務大臣(二階堂進君) いまの阿部委員のお尋ねのとおり、法律案を今国会において御審議を願っております。従来からこの理化学研究所は、現在東京都にあるものは借り物でございまして、また施設が非常に古くなっております。また、さらにまた業務の内容も新しいテーマでいろいろ研究も進んでいるようなときでもございまして、移転の計画をして、予算折衝のときにもいろいろお話を盛り込んで予算もつけてもらったような関係もございまして、法律上から申しますと、お説のとおり法律ができて、初めてこの移転が行なわれるというところが筋であると思っております。しかし、まだ全部移ったわけではございません。一部研究を急ぐという面もございましたので、そういうところだけを現在の施設ではどうにもならないということもございましたので移転を行

なっております。大体半分程度移転をしているという状況でございます。全部移管をするのは、まだあとのことでございますが、以上申し上げましたようなことで、一部が移転をすでに行なっておりますということになっておるのでございます。

○阿部竹松君 東京大学をはじめ国立大学を東京都以外の近郊の各県に移転すべきであるという意見等も出ておる今日ですから、文京区の駒込にこの建物を置くよりも埼玉県へ持っていったほうがよろしいかもしれぬ。しかし、さりとて法の改正も何も行なわぬ今日、すでに建物は建ててしまふ。その研究所へ電話をかけても研究所の所長以下理事がおられない。理事長の赤堀さん。しかも理化学研究所五十周年記念並びに大和研究所開設披露という本まで印刷されておる。名実ともにでき上がっている。法律がで上がる前に、あなたがそういうことをお認めになる前に、おそらく前の技術庁長官時代から計画があったのかもしれない。しかし現実にはあなたが現在の長官ですから、こういうことがなされていいものですかね。東京都に置くという法律を改正せぬうちからすでに国の予算で建物を建てておる。しかもあなたはこの研究所は七十九億の予算のうち七十四億から七十五億、国の金を使っているはずなんです。立法上これを正しいとお思いですか。

○國務大臣(二階堂進君) お説のような問題もあるかと思ひますが、この法律によりまして、「主たる事務所を東京都に置く」ということでございまして、必要な施設のの一部が向こうに移っております。事務所は依然として東京都にあるわけでございまして、したがって、この新しい事務所のほうには電話をかけても理事長はおられないということですが、それはそうかも知れません。本部は東京にあり、事務所は東京にあるということで、研究所だけは和町のほうにも置くことができるという解釈をいたしまして、急

ぐ研究もございましたので、移転をしておるといふことでございます。先生がおっしゃいますとおり、研究法第三条に基づく規定によりまして、「研究所は、主たる事務所を東京都に置く」ということになっておりまして、法律がまだ改正されておられませんから、まだ依然として事務所は東京にあるわけでございます。今回の法律改正が可決されますと、これに伴いまして事務所も大和町に移転する、こういうことになるわけでございます。

○阿部竹松君 長官の答弁は、一研究所の部門と分室を埼玉県の和光市へ持っていけたら、話がわかるんですよ。全部収容するという前提条件で建物を計画し、建設し、そこへ移動していただくわけです。たまたまだ五分の一か七分の一が完成せざるために残っておるにすぎないわけです。私の発言が誤りだったら、指摘していただきたいし、二人でこれから現地に同行して視察してもいい。どれだけの部分が埼玉県に移行し、どれだけの部分が東京都に残っているか。大体そういう答弁は成り立たぬでしょう。国会を無視するものはだしい。一分室を持っていたということであれば、そのくらいのことでは政府の了承を求め、その研究所でやられたほうがばくはいと思う。しかし、全部移行し、そこに全部収容するという計画に基づいて移行しておるわけですから、たまたま工事がおくれていたために今日を迎えているわけですから、それはばくは確かに長官のおっしゃるとおり、まだまだ行っておりませんからというように御答弁も成り立つかもしれない。しかし、それはばくは得心のいくような御答弁じゃないような気がする。

○国務大臣(二階堂進君) 少し私の説明が足りないようでございますから、政府委員からひとつ答弁させます。

○政府委員(谷数寛君) ただいまの御質問でございますが、理研の移転につきましては、相当大規模な移転になりますので、第一期、第二期というふうに期を分けてまして、第一期の工事で大規模な

施設の半分足らずを移転するという事で、昭和四十一年度中に計画を終わります。その結果約半分足らずの研究施設が大和町のほうに移ったわけでございます。これに伴いまして事務機構の、これも約三分の一くらいのものが向こうに移っておりますが、法律によりまして、主たる事務所はどこに置くかということでは法律にきめてございまして、現在までのところでは、主たる事務所は東京にあるということになっております。したがって、この法律が御承認を願ひまして、第二期の工事あるいは第一期工事のおくれておるもの等が完成しました時、主たる事務所が大和町に移るということでございます。現在主たる事務所が大和町に移っておりますことはございせん。

○阿部竹松君 振興局長におことは返すわけではございませんし、ことは取り上げて云々するわけじゃないけれども、第一期ならば国の承認を求めなくてもよろしい、第二期に移ると国の承認を求めなければならぬというふうに分かれます。第一期も第二期も第三期も関連性があるわけでしょう。この法文からいくと、ばくは法律は詳しくないから間違っておいたら指摘していただきたいのですが、この法律がある限りは、第一期からすでに持っていかなければならない、第一期からすでに持っている。第一期だからよろしいということにはならぬわけだ。初めそこに建設する当時から、やはり国の承認を求めて、何年後には移動しますと、第一期工事、第二期工事で大蔵省に予算を組んでもらうて、国の議決を経なければならぬのだと、こういうことにならなければならぬのであって、あなたのように、第一期をやりましたと、第二期は今年ここで審議願ひて、議決してもらってやるのだと、一貫性が全然ない。昔科学技術庁というところは商工委員会の担当であつたからいろいろ話をしたことがあるが、その後特別委員会ができて、皆さん方とお会いしてそういう問題をこの場で議論したことがない。たまたま特別委員会がなくなつたので、久しぶりで会って御意見を承るのですが、そういうことをやっ

ておるのですか。第一期だったらよろしいと、第二期から大きくなるんだからと、すべてがそうなるんですか。それは大問題です。

○政府委員(谷数寛君) 移転が全部一括して一度に大和町のほうに移してしまふということでありましたら、主たる事務所もそれに伴つて駒込から大和町のほうに移すということになります。先ほど申し上げましたように、相当数年がかりで逐次移っていくものでございますから、どの段階で主たる事務所を駒込から大和町に移すかということとは技術的な問題でございまして、いまの予算のあれからいいますと、第一期工事が終わったところあたりで、これを大和町のほうに移すというふうに移す法律も変えたらいいんじゃないかと、こういうことでございます。

○阿部竹松君 国の機関というものは、あなたのところは違つたらしいけれども、第一期工事からやはり法に基づいてやるんですよ。予算措置も第一期、第二期、第三期といつて、一回に年度予算組めぬから、こう分けてやる場合もありますよ。しかし半分も三分の一もやられてしまつてからあれするということでは、ばくは初めて聞きます。国会図書館にしてもジェットロにしても、アジア研究所、公団、公社、皆さん方のところ、たくさんある。出発当初から法に基づいてやっておる。皆さん方のところでは法に基づいてやっておらぬ。特に新聞記事を取り上げて云々するわけではありせんけれども、毎日新聞から始まつて、あの一面は一大薬品工場になるであろうといつて新聞に出ていた。あなたもごらんになったと思う。一体だれが言ったか、それも出てくるわけですよ。そういうことをやっておつてぬけぬけと、いかにわれわれが物を知らぬ者のように御答弁なさるのには當を得ておらぬような気がする。

○政府委員(谷数寛君) 理研の移転につきましては、移転それ自体につきましては国会の御承認をいまままで受けておるということではございせんけれども、予算がちゃんとついておりますので、予算を通じて駒込から大和町のほうに移すということ

は、国会の御承認を得ておるわけでございまして、こういうような例につきましては、法律の改正が必要になりました段階におきまして、国会の御承認を得るということではございまして、予算とは別に理研をここに移すからというふうな御承認を得るような例はないのじゃないかと思うのでございまして。

○向井長年君 情報センターは科学技術庁でしよう。あれ二年前に移転したじゃないですか。したでしよう、しましたね。このときには私は科学技術庁やっておつたのですが、そのときに、先に移転というかこうでこの問題出されたのですよ。いま例がないと言つけれども、二年ほど前に情報センター移転したでしよう。

○政府委員(谷数寛君) 同じ都内でございまして。

○向井長年君 都内でも移転して工事をやつたでしよう。そのときにその問題について科学技術庁から出されたのですよ。

○政府委員(谷数寛君) 予算で出したのですか。

○向井長年君 もちろん予算も含めて出したのですよ。

○政府委員(谷数寛君) ただいまの議論は、予算でそういうような御承認を得ておりますが、都内でどこからどこに移すというふうな承認を別にお願いしたというふうな例はございせん。誤解ではございせんか。

○阿部竹松君 予算がきまつたからといって、すでに法律があれば、国会の承認を得なくても、法律があればそれに従つて予算を使うことができるわけですよ。しかし、いかに予算が決定しても法律が改正にならぬ場合にはやはりそういうわけにいかない。それはあなた御承知でしよう。それは法律があれば、あらためて審議しなくてもよろしいわけですよ。予算は何でも消化できる、予算だけ組めば。しかしこれは東京都に中心を置くか、埼玉県にその重点を置くかというわけですから、皆さん方の資本金七十九億か八十億でしよう。そのうち九十九億まで国から持っていっているわけですから、国にとって大問題です。にもかか

わらず法改正せぬうちに一期工事だから、三分の一だからよろうとか、二期工事で三分の二だからよろうとかいうのはけしからん。国の財政法上からみても違法である。

○国務大臣(二階堂進君) 私もまことに不勉強で申しわけございませんが、この設置法の改正は、主たる事務所を東京から埼玉の大和町に移すということは、この設置法の改正の一点でございます。したがって、この今度の法律には、主たる事務所が大和町に移るための所要の改正を一点お願いしておるわけであります。従来のこの設置法によりまして、主たる事務所は東京都に置くと、こういうことになっておりますが、この東京都が今度は名前が変わる、これがまあ法律改正をお願いしている一点でございますが、ただその場合、先ほど申し上げましたとおり、研究所などは、一々研究所をつくる場合に法律上の手続を経て研究所をつくるということは、いまだかつてやっていないというふうには私は了解をいたしております。先生が御質問になる要点は、法律改正をせずにおいてなせ国の予算を伴う研究所を大和町のほうに持っていくか。一期計画であろうと二期計画であろうとそれはけしからぬじゃないかと、こういう御質問のうちに私はいま了解をいたしておりますが、この御審議願っております法律は、設置法に基づく改正の一点は、主たる事務所がこの法律では東京都に置けるものが今度は大和町に変わりますので、その改正をお願いしておるというところでございます。そのことはひとつ御了解願えると思います。ただ、国会の承認を経ずして研究所を埼玉に持っていくというのは法律違反じゃないか、こういうような御指摘であるならば、研究所をつくる場合には、今度は埼玉につくりますから、予算をお願いしますからということ、その前に国会の御審議をお願いしなくちゃならないのじゃないかということであるならば、そういう前例はない、そういうことを事務局は申し上げているわけでございます。

○阿部竹松君 ただいま二階堂長官が答弁された

ようなことを私は知っておるがゆえにものを申し上げる。法律は確かに簡単な法律で、東京都に置くということをや埼玉に置くということに切りかえたのだ。監事云々——いままでは監事の人が理事長を通じて長官であるあなたにも総理大臣にもものを言うことができなかったけれども、今度は直訴ができるようになった、きわめて簡単な法律である。しかし、それはそれでよくは理解が

できるのだが、もし万一、これは自民党さんが絶対多数だから、与党の上にあぐらをかいて科学技術庁長官はやつたかもしれない、しかし、もしこの法律が通らなかつたらどういうことになるのですか。あれだけの膨大な建物を移行しておるわけですから、現在建築中ですから、この法律が現状どおり東京に置きなさいと言った場合、だれが欠損するか、国が欠損するわけです。法律が通らなかつたら、これを前提としてものを考えられないでしよう。もし逆になつたらどうするのですか。自民党の絶対多数で押し切つて、それは数を持っていけるから、それはあなたの方でよろしいか。しかし、そういうことを前提として法律をきめたり予算を使つてもらつたんじゃないですか。もしこれが通らなかつた場合にはこれは大問題になる。たとえば今度の国会で通らぬということになると、第一期工事から第二期工事まで、もう主力は向こうに移行しているわけですから、損するのは結局国ばかり、こういうことになるのです。これは、通らぬという前提条件で、絶対多数の上であぐらをかいて出している法律だから、そういう答弁が成り立つけれども、もし通らなかつたらどうする。逆もまた真なりで、通らぬということをやめにも思つておらぬからそういう答弁をなさる。それじゃあまりひどいんじゃないですか。立法院をこばかにしたような答弁です。もし通らなかつたらだれが損する。さいせん申し上げましたとおり、九九兆まで国の予算の中から流用しているわけですから、これは国民が損するということになる。通つたら計画どおりいきましたということになるのでしようけれども、これが通らなかつた以

前として考えておかなければならぬ。そこがぼくはどうも理解できない。

○国務大臣(二階堂進君) 私は何も自民党の多数の上にあぐらをかいているから当然通るだろうと思つて、また無理押しで通らうと思つてこの法律の改正の御審議をお願いしているわけではございません。御承知のとおり、ここにこの理化学研究所が今日まで果してまいりました成果、あるいはまた今後やらなければならぬ理化学研究所の持つ業務の将来を考えてみますという、どうしてもこれはやはり広い所に直つて、そうしてそれぞれの研究開発をやらなければならぬという大きな使命を持てているわけでありまして、そういうことでございまして、いろいろ御議論はございしますが、私はこの法律は阿部先生も御了解願つて御賛成いただけるものだと思つて、またそういうふうな御議論を願つておるわけでございまして、もし通らなかつた場合はどうなるかという御質問でございますが、私は御審議を願つた結果、当然これは御了解願つて御賛成いただけるものと思つて御審議をお願いしておるわけでありまして、自民党の多数を頼んで無理押しをしてお願ひしておるわけはございませんので、ひとつその点は御理解をお願いしたいと思います。

○阿部竹松君 私は長官、決して本法にばかりこだわっているのじゃありませんよ。国のほかの予算、ほかの法律についても、法律がきまらぬうちに、きまらぬであろうということを前提にしてもものとをなされるということは将来のためによろしくないと思うのです。将来のために、これはもうすでに通るなんということを前提にしてやっているわけですから、なお、さいせんも申し上げましたように、披露記念文獻までつくつていないんですよ。三分の一しかできぬ開設披露記念文獻まで出さなつて、そんなあわてたのは民間企業にもありませんよ。そういうことをやっておつて、御答弁と食い違ふような気がするし、これは一般論としても成り立たぬと思ひます。決して

技術庁長官の御答弁に反対するわけではありませんが、一般論として、ほかの当該委員会ばかりでなく、法律と予算の関係について、もしそういうことを次から次へと行なわれることはおそろしいことであり、法律が通らぬ場合、予算がきまらぬことになり、また次の国会で再提案するか、あるいは翌年度回しにするか、没にするか、予算は大蔵省の金庫に残ることになる。それを理解してくださいと言われても理解できませんよ。

○国務大臣(二階堂進君) まだ御理解願つていない点もあるようでございまして、重ねて私御説明申し上げますが、この大和の研究所のほうの予算は昨年の予算で建設移転する施設の予算を計上されて、その分を使つてこういう施設ができておるのです。そうしてまた披露をやつたのはけしからぬというさつきのお話でございますが、これはこれだけの一部の研究所が完成したということについての披露をやつた、こういうようなことでございます。一般論としては先生がおっしゃる通り予算は通つたが法律は通らない、それをどうぞん施行することはできないじゃないかと、そのとおりだろうと思ひます。予算が通つても法律が通らなければ予算が執行できないことは当然でございますが、大和町の一部の研究所に関する予算は昨年度の予算でお認めを願つて、その予算を使つてここに研究所ができた、また披露宴をやつたのは一部分だけが完成したから披露だということであるようでございまして、今度は法律でもし東京都の事務所が埼玉のほうに移転できるといふ法律が改正になりますれば、全部この事務所も移転をするということになるわけでございまして、それに必要な予算は今回の今度の予算に計上されておるということでございますので、もちろん法律が通らなければ、このしの予算の中に計上されておるこの理化学研究所に関する分は、法律が通らなければ施行ができないというふうな御理解願つていいのじゃないかと思つております。

○阿部竹松君 一部の予算、一部の建築、一部の

移転とおっしゃけれども、それは三年三期計画で全部移行することになっているわけですね。それはくわ入れ式の披露宴かもしれないけれども、そういうことも成り立つかもしれないけれども、これは移行したことを前提条件でなさっているわけですから、あなたがそういうことを御承知おきないなら、知らぬのは長官だけで、中身は全部移動しているわけですから、それをやっておいて国会答弁用語として言っておいたら、とてもたまたまのものではない。そういうことになります。ちゃんと埼玉県へ一部だけ行って。そうすると長官の答弁ですと、大部隊はすつと残しておくわけですか。新聞に出てくる記事なんか全部うそですか。そうして皆さん方が発表なさっている書類もみんなこれはうそなんですか。

○国務大臣(二階堂進君) これはまだ全部なおっているわけでもございません。これは駒込にあるのは研究室関係、それから事務関係、工作部関係、二十七の研究室がまだ駒込にも残っております。ここには働いている人が三百三十三人まだいるわけでございます。大和町に移転をしておりますのが二十三研究所でございます。ここに働いている職員二百四十人となっております。将来はこれは駒込から大和町に全部お移すわけでありますが、先生の先ほどのお話を返すようでございますが、九九多なおっているじゃないかというおことばでございますが、決して九九多なおったというわけじゃございません。まだ半分以上が駒込のほうにいるわけでございます。これが将来全部移転するというところでございます。したがって本部も駒込から、東京都から大和町のほうに移転するというこの法律上の設置法の改正を検討をお願いしていることでございます。

○阿部竹松君 長官は研究所の中におられる人員をあげて答弁なさったが、人間の数だけでその主力が行っているとか、三分の一行っているとか私は言っているのじゃない、仕事内容そのもの、将来に対する運営について申し上げているわけですね。特にあなたのほうは職階制二つありますね、

職階制が二つあるのですよ。そういう点について、これは後日お聞きしておきたいのですが、それはただ人数をあげて、掃除婦だとか門番だとか、全部移管したって、何かほかに売却するまでは、それまでは何十人か置かなければならないわけですから、それをまだ半分残りますよということとを言うことは、国会答弁としては少しお粗末じゃないですか。

○国務大臣(二階堂進君) どうも少し御理解が願えないようで私も恐縮でございますが、人だけで私が云々するのはどうかとおっしゃいますが、それはまあそのとおりでございます。人だけをもって全部移管したとか何とかというこの結論を出すのも問題になることがあるかと思ひますが、しかし先ほど申し上げましたとおり、この研究室がまだ駒込のほうに二十七残っております。大和町に移転している研究室が二十三、研究室単位にお考えください。でも、まだ半分以上が残っているというようにございまして、その中で、全部に近いものがあるというところ、これはならないものではないかということをお先ほどから御説明を申し上げているようなわけでございます。

○阿部竹松君 そうしますと、最後の部隊が、あそこに残っているのが東京都から埼玉県へ移行するところ、おっしゃっているわけですから、埼玉県に移行するとすれば、いつまであそこにおられるのですか。

○政府委員(谷数寛君) 移転は、第二期計画が終りましたならば完了するという予定でございます。第二期移転計画のほうはまだ財務当局ともはつきり話がついておりませんが、私もかなり理研内の考えとしては、昭和四十六年度一ぱいに移転を完了したい、こういうふうな考えております。

○阿部竹松君 さらば、さいせん私が質問の中で申し上げたとおり、数年後に大製薬工場ができるということこれは事実ですね。

○政府委員(谷数寛君) 現在理化学研究所が駒込

のほうで、先ほど大臣のお話ございましたように半分以上近く残っておりますが、現在駒込で使っております研究施設あるいは土地建物、特に土地建物でございますが、これは現在の特殊法人の理化学研究所ができませんと、あそこにごいいます。理化学という株式会社から借りておるわけでございます。したがって、理研が全部移転を終わりましたならば、一応法律的にはその土地と建物は理研に返すという法律上のたてまえになるわけでございますが、ただし、あそこには前の理化学の研究所以来五十年近い歴史のある場所でもございまして、理研並びに関係者のほうにおきましては、何らかのあとの一部でも理研に由緒のあるような公共的な事業に使いたいという化学のほうという交渉しておったのでございまして、あとは全部製薬会社になると、必ずしもそういうことではないのじゃないかと思ひます。

○阿部竹松君 さいせん二階堂長官の御答弁の中にあったように、五十周年を迎えた研究所ですから、やっぱりわが国に相当貢献があったということとは認めますがね。しかし、ただ戦前、まあ宇宙放射線とかあるいはその他の核物質だとか、こういうものを研究しておったのですが、戦争まで。敗戦までと言ったほうが正確でしょうね。二千人ほどおいて、全部軍需物資、軍事兵器、特にウランウムの研究ばかりやっておったのですか、それで、さうしよう、この研究所というのは、そこでアメリカさんが進駐してきて、おこって、世界一のサイクロトロンですか、そいつを爆破してしまつた。そういう経歴を持っているわけですね。経歴が悪いかそこが悪いのと私申し上げるつもりじゃありませんけれども、そういう経歴を持っておるわけですね。ところがあなたのほうで、いま長官から向こう半分、こっち半分ということでは人数の説明がございまして、今日じゃどういふ仕事をなさっているわけですか。そういう経歴があるわけですよ。

○政府委員(谷数寛君) ただいまの御質問でございますが、戦前の理研は財団法人でございまして、今日の特殊法人とは違ひまして自主的な経営をや、できましたいろいろな発明をもとにいたしまして、理研何々会社という、いわば理研コンツェルンというふうなものができたわけでございますが、その中で仁科博士が二基のサイクロトロンをおつくりになりました、いろいろな原子核等の研究等もされたわけでございますが、これは当時の理研の研究のごく一部でございましてそればかりやっておったということではないようでございます。現在何をやっておるかという御質問でございますが、これは先ほど申し上げた話が出ましたように、五十九研究室がございまして、物理化学、工学等いろいろな関係の研究を総合的に進めておるわけでございます。特に最近国会方面からいろいろ御要望がございまして、水銀農業にかわる新しい農業の研究ということに非常に力を入れておまして、これの研究室が本年度で六つばかり研究室がございまして、こういう新農業の研究にも非常に力を注いでやっております。

○阿部竹松君 戦前と違ふといつても、初めはちよつと財界と当時陛下から十万円ですか、十カ年もらつて出立しているのではありませんか。それが戦時中ペレちゃんになつて株式会社になつたのです。それを今度は政府がてこ入れして、にっちもさっちもいかぬのですからこういう結果になつたのです。しかし、一貫したものが流れているのではありませんか。あなたのおっしゃたように、ちぎれちぎれのものじゃないはずなんだ。そこで、私が承知しておることと相当違ふので、一ぺんこの理事、いま赤堀さんですか、理事長以下参考人として呼んでもらいたい。私の聞いている点で理解できない点、これ以上論争しても水かけ論です。参考人として理事長を呼んでいただいて御説明を聞かぬと、少なくとも国の金九九多まで使っているこの種の研究所が、どうも私得心いかな。委員長に要望いたします。

○委員長(鹿島俊雄君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

五

組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

2 死亡した組合員の相続人が二人以上あるときは、その全員の同意をもって選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

2 死亡した組合員の相続人が二人以上あるときは、その全員の同意をもって選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

2 前項の加入の申出をした者は、加入につき協業組合の承諾を得たときは、第五条の十一の規定にかかわらず、解散の時に組合員になったものとみなす。この場合には、当該組合員は、その解散した組合員たる法人の解散の時ににおける持分についての権利義務を承継する。

2 前項の加入の申出をした者は、加入につき協業組合の承諾を得たときは、第五条の十一の規定にかかわらず、解散の時に組合員になったものとみなす。この場合には、当該組合員は、その解散した組合員たる法人の解散の時ににおける持分についての権利義務を承継する。

2 組合員は、前項の總會又は理事会の承認を得られないときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、当該持分に応ずる出資口数の減少（当該持分が当該組合員の持分の全部であるときは、脱退）をすることができる。

3 組合員の持分の譲渡については、協同組合法第十七条第二項から第四項まで（持分の譲渡し）の規定を準用する。

2 発起人については、第五条の六の規定を準用する。

2 発起人が作成した定款の承認、協業計画及び事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

2 協業の目的
二 協業の対象事業の内容及びその経営の方針
三 組合員になろうとする者の氏名及び住所並びに引き受けようとする出資口数
四 組合員になろうとする者の事業の状況及び協業に係る事業の廃止に関する計画
五 創立總會においては、第二項の定款を修正することができ、

5 創立總會の議事は、組合員になろうとする者の議決権の三分の二以上の多数によって決する。ただし、第二項の定款の事業に係る部分の修正及び承認については、全員の一致によって決しなければならない。

5 創立總會の議事は、組合員になろうとする者の議決権の三分の二以上の多数によって決する。ただし、第二項の定款の事業に係る部分の修正及び承認については、全員の一致によって決しなければならない。

5 創立總會の議事は、組合員になろうとする者の議決権の三分の二以上の多数によって決する。ただし、第二項の定款の事業に係る部分の修正及び承認については、全員の一致によって決しなければならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。
二 事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。

三 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。

2 協業組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 組合員となる資格に関する規定
五 組合員の加入及び脱退並びに持分の譲渡に関する規定
六 出資一口の金額及びその払込みの方法
七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
八 準備金の額及びその積立の方法
九 議決権及び選挙権に関する規定
十 役員の数及びその選挙に関する規定
十一 事業年度
十二 公告の方法

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

2 協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

二 解散
三 第五条の八第一項（同条第二項及び第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の承認
四 組合員の加入の承諾
五 組合員の持分の譲渡しの承認
六 組合員の除名

2 次事項は、総組合員の一致による議決を必要とする。

一 定款の変更であつて事業の種類追加に係るもの
二 合併
三 事業の全部の譲渡
（剰余金の配当）
第五条の二十 協業組合は、損失をうめ、第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款に別段の定めのある場合のほか、出資口数に応じてしなければならない。

2 前項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

2 前項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

2 前項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

2 前項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

請求することができる。

(準用)

第五條の二十三 協業組合の組合員については、協同組合法第十九條(同條第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。)(法定脱退)及び第二十条から第二十二号まで(持分の払いもどし)の規定を準用する。この場合において、同法第十九條第二項第二号中「出資の払込み、経費の支払その他の組合に対する義務を怠つた組合員」とあるのは「出資の払込みその他の組合に対する義務を怠つた組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五條の八第一項の規定に違反した組合員(法人たる組合員であつて、その役員が同法第二項において準用する同法第一項の規定に違反したものを含む。)」と、同法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替へるものとする。

2 協業組合の設立については、協同組合法第二十七條第六項(創立總會)、第二十八條(理事)の事務引継ぎ、第二十九條第一項から第三項まで(出資の第一回の払込み)及び第三十条から第三十二条まで(成立の時期等)の規定を準用する。この場合において、同法第二十七條第六項中「中小企業等協同組合法第二十七條第五項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十六第五項」と、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替へるものとする。

3 協業組合の管理については、協同組合法第三十四條(規約)、第三十五條第一項から第四項まで及び第六項、第三十五條の二から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十条の二まで、第四十二條から第五十条まで、第五十一条(同條第一項第四号を除く。)、第五十二条(同條第三項を除く。)、第五十四條(役員、總會等)、第五十六條、第五十七條(出資一口の金額の減少)、第五十八條第一項から第三項まで(準備金及び繰越金)、第六十条(剰余

金の配当)並びに第六十一条(組合の持分取得の禁止)並びに商法第二百五十六條の三、第二百五十六條の四(累積投票)並びに第二百五十七條第一項及び第二項(解任)の規定を、協業組合の理事については、第五條の八第一項の規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十条第一号中「總會又は総代会」とあるのは「總會」と、同法第三十五條第四項中「理事(企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。)」とあるのは「定款に別段の定めのあるときは、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときは、設立当時」と、同法第三十五条の二、第四十八條及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四十条の二及び第四十五條第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上」に当たる議決権を有する組合員」と、同法第四十七條第一項及び第四十八條中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上」に当たる議決権を有する組合員」と、同法第五十一条第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡及び組合員の加入の承諾」と、同法第三項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十七第二項」と、同法第五十二條第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する」とあるのは「議決権の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、同法第五十四條中「中小企業等協同組合法第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十九」と、商法第二百五十七條第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同法第二項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十九第一項」と読み替へるものとする。

4 協業組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十六條まで、第六十八條第一項並びに第六十九條(解散及び清算)の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第二項、第六十三条第三項及び第六十五條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第六十三条第四項中「第二十七條の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十七第二項」と、同法第六十四條第三項中「第五十三條」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の十九第一項」と、同法第六十四條第四項中「第三十五條第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十三第三項の規定により読み替へられた第三十五條第四項本文」と、同法第六十九條中「第三十六條の二から第四十条の二まで」とあるのは「第三十六條の二、第三十六條の三、第三十七條第一項、第三十八條から第四十条の二まで」と、「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「議決権ノ總數ノ五分ノ一以上ニ當ル議決権ヲ有スル組合員」と読み替へるものとする。

5 協業組合の登記については、協同組合法第八十三条(同條第二項第三号、第三項及び第四項を除く。)、第八十四条から第八十九條まで、第九十一条から第九十三條まで、第九十五條、第九十七條及び第九百條から第九百三條まで(登記)の規定を準用する。この場合において、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体内中央登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と、同法第九十七條第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替へるものとする。

6 協業組合の監督については、協同組合法第九十四条から第九十六條の二まで(雜則)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第九十五條第一項中「總数の十分の一以上」とあるのは「議決権

の總数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替へるものとする。

第六條第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同條の前に次の章名及び節名を附する。

第三章 商工組合及び商工組合連合会

第一節 總則

第八條第四項中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第十一條第二号中「企業組合」の下に「協業組合」を加え、「行」を「行なう」に改める。

第三十四條第一項及び第三十五條中「以下」の下に「この章において」を加える。

第八十一条第二項中「第九十五條」を「第一百一条の三」に改める。

第九十四條及び第九十五條を削り、第九十三條の二を第九十四條とする。

第四章中第九十六條の前に次の一條を加える。

(協業組合への組織変更)
第九十五條 協同組合法第九條の二第一項第一号の事業を行なっている事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合は、總組合員の一致による總會の議決を経て、その組織を変更し、協業組合になることができる。この場合において、当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なっている事業(事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。)は、第五條の七第一項第一号の協業の対象事業とみなす。

2 前項の總會においては、定款及び事業計画の変更、協業計画の設定その他組織變更に必要な事項を定めなければならない。

3 総代会においては、協同組合法第五十五條第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織變更について議決することができる。

4 理事は、第一項の總會の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名氏及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大

臣に提出して、組織変更の認可を受けなければならぬ。

5 前項の認可については、第五條の十七第二項の規定を準用する。

6 第一項の規定による組織変更は、主たる事務所所在地において第九十八條の二第一項の規定による登記をすることによってその効力を生ずる。

7 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を協同組合法第百十一條第一項の規定による行政庁に届け出なければならぬ。

第九十八條中「次条第一項」を「第九十九條第一項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(組織変更の登記)

第九十八條の二 事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五條第四項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第八十八條の登記を、協業組合については第五條の二十三第五項において準用する協同組合法第八十三條第二項(同項第三号を除く。)に規定する登記をしなければならない。

2 前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については登記に於いては協同組合法第九十七條第一項(解散の登記の申請)の規定を、協業組合については登記に於いては協同組合法第九十三條第一項(設立の登記の申請)の規定を準用する。

第九十九條の前の見出しを削る。

第百條の二中「前二條」を「前三條」に改める。

第五章の二 主務大臣等

(主務大臣等)
第百一條の二 この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

一 協業組合に係る事項については、協業組合の行なう事業を所管する大臣とする。

二 商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十條又は第三十條の四第二項(これらの規定を第三十三條において準用する場合を含む。)の規定による報告又はあつせん若しくは調停に關しては、その交渉の相手方の行なう事業を所管する大臣(その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)及び商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

第五十五條第四項に規定する行政庁は、都道府県知事とする。

3 第一項第一号に規定する主務大臣は、この法律の規定による命令、認可又は承認をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

4 第一項第二号に規定する主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消し、勧告又はあつせん若しくは調停をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(権限の委任)
第百一條の三 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第百二條中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第百三條第二号中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改める。

第百七條の二中「第九十三條の二」を「第九十四條」に改める。

第百九條中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改める。

合会」に改める。

第百十條中第一号を第一号の二とし、同條に第一号として次の一號を加える。

一 第五條の二十三第六項において準用する協同組合法第百五條第二項若しくは第百五條の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五條の二十三第六項において準用する同法第百五條の四の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第百十一條中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第百十一條の二 第五條の二十三第六項において準用する協同組合法第百六條第一項の規定による命令に違反した協業組合の理事は、一萬圓以下の罰金に処する。

第百十三條中「組合又は事業協同組合」を「協業組合、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合」に改め、同條第二号中「第九十六條第八項」を「第九十五條第七項又は第九十六條第八項」に改める。

第百十四條中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同條第一号中「基いて」を「基つて」に、「行つた」を「行つた」に、「行つた」を「行つた」に改め、同條第二号を同條第四号とし、同條第一号の次に次の二號を加える。

二 第五條の二十の規定に違反したとき
三 第五條の二十三第三項において準用する第五條の八第一項の規定に違反したとき

第百十五條中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に、「第八條第四項」を「第五條の四第三項又は第八條第四項」に改める。

第百十六條中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に、「出資組合」を「組合員に出資をさせる商工組合又は商工組合連合会」に改め、「第十四号」の下に「までの規定を、協業組合については、同條第四号から第十九号を加え、組合の」を「商工組合、商工組合連合会又は協業組合の」に改める。

第百十七條を第百十八條とし、同條の前に次の一條を加える。

第百十七條 第五條の四第二項の規定に違反した者は、一萬圓以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用に關する経過規定)
第二條 この法律の施行の際現にその名称中に協業組合という文字を用いている者については、第五條の四第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第三條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「中小企業等協同組合」及び「事業協同組合」の下に「協業組合」を加える。

第三條第四項、第七條第一項第二号、第二十七條第一項、第二十八條第一項第六号並びに第二十九條第一項第三号及び第四号中「中小企業等協同組合」の下に「協業組合」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)
第四條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十四号の九中「並びに」を「、協業組合並びに」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第五條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第一項第一号中「組合」の下に「協業組合」を加える。

(地方税法の一部改正)
第六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則に第百項として次の一項を加える。

100 昭和四十二年六月一日に現に存する事業協同組合又は事業協同小組合が、同日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、中小企業

団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定によりその組織を変更して協業組合となつた場合には、当該協業組合は、その組織を変更した日を含む事業年度の開始の日以後三年以内に開始する各事業年度の所得の金額及びその事業税の額の計算に關し、第七十二条の二十二（同条第六項及び第七項を除く）並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）附則第五十二条第三項及び第四項の規定の適用については、これを事業協同組合又は事業協同小組合とみなす。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第七条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 協業組合であつて、特定事業を行なうもの

第二条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

第二条第二項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定事業を行なう協業組合であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの

第三項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 協業組合であつて、第一号又は第二号の事業を行なうもの

第三条第一項及び第三条の四第一項中「中小企業等協同組合」の下に、「協業組合」を加える。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第八条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号の次に次の一号を加える。

二の二 協業組合であつて、特定事業を行なうもの

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

助等に関する法律（昭和三十一年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「中小企業者」の下に「協業組合」を加える。

第十四条中「協同組合連合会」の下に、「協業組合」を加え、「その他の共同施設」を「その他共同施設」に改める。

第十五条中「同号に掲げる団体」を「同号に掲げる協業組合又は団体」に改め、同条第一号中「中小企業者」の下に、「協業組合」を加える。

（中小企業近代化促進法の一部改正）

第十条 中小企業近代化促進法（昭和三十一年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 協業組合

（小規模企業共済法の一部改正）

第十一条 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「企業組合」の下に、「協業組合」を加える。

第四十二条第一項第二号中「又は企業組合」を「企業組合又は協業組合」に改める。

（官公需に関する法律の一部改正）

第十二条 官公需に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「並びに企業組合」を「企業組合並びに協業組合」に改める。

五月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第二条の二」に、「第二十二」

条」を「第二十二」の二に、「第六十二」を「第六十三」に改める。

第二章中第三条の前に次の三条を加える。

（共済契約の種類）

第二条の二 共済契約は、第一種共済契約及び第二種共済契約とする。

（第一種共済契約）

第二条の三 第一種共済契約は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が十二月以上のときに、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する共済契約とする。

一 事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散があつたとき（第七條第三項第一号及び第二号に掲げるものを除く）。）

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十日以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

（第二種共済契約）

第二条の四 第二種共済契約は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が十二月以上のときに、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する共済契約とする。

一 事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散があつたとき。

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十日以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

（第一種共済契約）

第二条の五 第一種共済契約は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が十二月以上のときに、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する共済契約とする。

一 事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散があつたとき。

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十日以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、前号に掲げる事由が生じないでその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十日以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

四 前三号に掲げる事由が生じないで共済契約者の掛金納付月数が三百六十月に達したとき。

（第二種共済契約）

第二条の六 第二種共済契約は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じたとき、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一種共済契約の共済契約者に次の各号に掲げる事由が生じたときは、第一種共済契約を解除しなければならない。

一 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するためその事業に係る金銭以外の資産の出資をすることにより事業を廃止したとき。

二 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその配偶者又は子に対し事業の全部を譲り渡したとき。

三 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者が第二号の三各号に掲げる事由が生じないでその会社等の役員でなくなつたとき。

第九条第一項を削り、同条第二項中「共済金の額」を「事業団が支給すべき共済金の額」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加え、同条第三項を削る。

2 前項の区分共済金額は、第一種共済契約又は第二種共済契約ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額とする。

一 第一種共済契約 別表第一の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、第二条の三

月数に應じ、第二条の三

月数に應じ、第二条の三

月数に應じ、第二条の三

月数に應じ、第二条の三

月数に應じ、第二条の三

月数に應じ、第二条の三

月数に應じ、第二条の三

月数に應じ、第二条の三

第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

二 第二種共済契約

別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

第十條第一項中「前条第一項の規定により」を「第二條の三又は第二條の四に規定する」に改める。

第十二條第一項中「ときは」を「場合であつて共済契約者の掛金納付月数が十二月以上のときは」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「解約手当金の額は」の下に「第七條第二項、第三項第一号又は第四項の規定により共済契約が解除されたとき（第三項第一号の規定により共済契約が解除された場合にあつては、当該共済契約者が同社の役員たる小規模企業者となつたときを除く。）にあつては、掛金区分に應ずる区分解約手当金額（その区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分に應ずるものを除く。）の合計額とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 前項の区分解約手当金額は、別表第一の上欄

に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額（その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額とする）とする。

第十三條中「第九條第一項第一号又は第二号」を「第二條の三第一号若しくは第二号又は第二條の四第一号若しくは第二号」に改め、「再び」の下に「当該共済金に係る共済契約と同一の種類の共済契約の」を加え、同条に後段として次のように加える。

第一種共済契約の共済契約者に第七條第三項第一号又は第三号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が解約手当金の支給を請求しないて再び第一種共済契約の共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときも、同様とする。

第十三條に次の一項を加える。
2 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者（当該共済契約についてこの項の規定により掛金納付月数が通算されたことのある者を除く。）の事業の全部を一人で譲り受け又は相続により承継した者（その共済契約者の配偶者又は子に限る。）であつて、当該共済契約者の共済契約（以下この項及び第十五條において「旧共済契約」という。）に係る共済金等の全部の支給を受ける権利を有するもの（第十五條ただし書の規定により条件付き権利の譲渡を受けたものを含む。）が、当該譲受け又は相続開始の日から一年以内に、当該共済金等の支給の請求をしないで、個人たる小規模企業者としての地位において当該旧共済契約と同一の種類の共済契約を締結し、かつ、その者の申出があつたときは、当該旧共済契約と新たに締結された共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

者に対しその申出をすることを条件として当該通算の対象となる旧共済契約に係る共済金等の支給を受ける権利を譲り渡す場合及び国税滞納処分」に改める。

第十七條中「共済契約者に第九條第一項各号」を「第一種共済契約の共済契約者にあつては第二條の三各号に、第二種共済契約の共済契約者にあつては第二條の四各号に、同項各号」を「第二條の三各号若しくは第二條の四各号」に改める。

（届出）

第二十二條の二 第一種共済契約の共済契約者は、第七條第三項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

第三十四條を次のように改める。

（役員欠格事項）
第三十四條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第三十五條中「前条各号の二」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

第六十二條を第六十三條とし、第六十一條を第六十二條とし、同条の前に次の一條を加える。

第六十一條 第二十二條の二の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千元以下の罰金に処する。

別表を別表第二とし、同表の前に別表第一として次のように加える。

三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円

一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
十二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
三月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
五月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
六月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
七月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
九月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円

正月	四、九〇〇円	二九、四〇〇円	二月	四、一七〇円	二四、八〇〇円
三月	三、八〇〇円	二四、四〇〇円	四月	三、六〇〇円	二四、九〇〇円
五月	三、五〇〇円	二四、九〇〇円	六月	三、五〇〇円	二五、〇〇〇円
七月	三、一六〇円	二五、〇〇〇円	八月	三、一六〇円	二五、〇〇〇円
九月	三、一六〇円	二五、〇〇〇円	十月	三、一六〇円	二五、〇〇〇円
十一月	三、一六〇円	二五、〇〇〇円	十二月	三、一六〇円	二五、〇〇〇円
合計	四、一七〇円	二四、八〇〇円	合計	四、一七〇円	二四、八〇〇円

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

二四月	二九一七〇円	二〇八、二四〇円
二五月	二七一、八〇円	二〇九、九〇円
二六月	二七三、一九〇円	二一一、一三〇円
二七月	二七五、一九〇円	二二二、五六〇円
二八月	二七七、三〇円	二三四、〇〇〇円
二九月	二七九、三〇円	二四四、四四〇円
二四〇月	二八一、三三〇円	二六、九〇円
二四一月	二八三、八〇円	二九六、六〇円
二四二月	二八五、五〇円	三三三、五〇円
二四三月	二八七、七〇円	三五〇、七〇円
二四四月	二八九、八〇円	三七七、九〇円
二四五月	二九一、九〇円	三〇四、三三〇円
二四六月	二九四、〇〇円	三三三、三三〇円
二四七月	二九六、二四〇円	三三三、五〇円
二四八月	二九八、八〇円	三八六、六〇円
二四九月	三〇〇、五〇円	三四一、八〇円
二五〇月	三〇三、七〇円	三四四、一〇円
二五一月	三〇四、八〇円	二四六、八〇円
二五二月	三〇六、六〇円	二四九、五〇円
二五三月	三〇九、二五〇円	二五一、三三〇円
二五四月	三一、一五〇円	二五三、一一〇円
二五五月	三一三、八〇円	二五四、八九〇円
二五六月	三一六、一〇円	二五六、七〇円
二五七月	三一八、九〇円	二五八、四四〇円
二五八月	三二〇、七〇円	二六〇、二四〇円
二五九月	三三三、六〇円	二六二、一〇円

[illegible]

[illegible]

元五月	七九、四〇〇円	六四、五二〇円
元六月	七三、〇〇〇円	六九、二六〇円
元七月	七四、美〇円	六七、四〇〇円
元八月	七五、二一〇円	六七、七六〇円
元九月	七九、六六〇円	六八、五二〇円
元〇月	七三、二四〇円	六八、二六〇円
元一月	七四、二〇〇円	六九、〇一〇円
元二月	七五、三六〇円	六九、七六〇円
元三月	七九、九二〇円	七〇、三三〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、二六〇円
元五月	七五、六〇〇円	六六、一〇〇円
元六月	七五、一六〇円	六六、二六〇円
元七月	七五、一六〇円	六六、一〇〇円
元八月	七四、八六〇円	六五、九二〇円
元九月	七四、八六〇円	六五、八六〇円
元〇月	七四、四六〇円	六五、四六〇円
元一月	七四、二六〇円	六五、二六〇円
元二月	七三、九六〇円	六四、九六〇円
元三月	七三、五二〇円	六四、五二〇円
元四月	七三、〇八〇円	六四、〇八〇円
元五月	七二、六四〇円	六三、六四〇円
元六月	七二、二〇〇円	六三、二〇〇円
元七月	七一、七六〇円	六二、七六〇円
元八月	七一、三二〇円	六二、三二〇円
元九月	七〇、八八〇円	六一、八八〇円
元〇月	七〇、四四〇円	六一、四四〇円
元一月	七〇、〇〇〇円	六一、〇〇〇円
元二月	六九、五六〇円	六〇、五六〇円
元三月	六九、一二〇円	六〇、一二〇円
元四月	七三、四六〇円	六四、

[illegible][illegible]

四月月	一〇八、六〇〇円	一〇八、六〇〇円
五月月	一〇五、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円
六月月	一〇一、三〇〇円	一〇一、三〇〇円
七月月	一〇一、三〇〇円	一〇一、三〇〇円
八月月	一〇一、三〇〇円	一〇一、三〇〇円
九月月	一〇一、三〇〇円	一〇一、三〇〇円
十月月	一〇一、三〇〇円	一〇一、三〇〇円
十一月月	一〇一、三〇〇円	一〇一、三〇〇円
十二月月	一〇一、三〇〇円	一〇一、三〇〇円
四〇月をこえる月数	一、二二、三〇〇円に、四〇月をこえる一月につき、六三〇円を加算した金額	一、二二、三〇〇円に、四〇月をこえる一月につき、六三〇円を加算した金額

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の小規模企業共済法(以下「旧法」という。)の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前に旧法第七条第二項若しくは第三項の規定により解除されたもの又はその共済契約者に旧法第九条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事由が生じたものに係る解約手当金又は共済金の支給については、なお従前の例による。

3 旧共済契約の共済契約者は、この法律の施行後九十日以内に申し出て、当該共済契約を新法第二条の三に規定する第一種共済契約に変更することができる。この場合において、当該変更は、その申出の日に効力を生ずる。

4 第一項に規定する共済契約であつてその共済契約者に旧法第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じたものに係る共済契約者についての新法第十三条第一項前段の規定の適用については、同項中「第二条の四第一号若しくは第二号」とあるのは「小規模企業共済法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の小規模企業共済法第九条第一項第一号又は第二号」と、「再び当該共済金に係る共済契約」と同一の種類の共済契約」とあるのは「第二種共済契約」とする。

掲げる事由が生じたものに係る共済契約者についての新法第十三条第一項前段の規定の適用については、同項中「第二条の四第一号若しくは第二号」とあるのは「小規模企業共済法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)による改正前の小規模企業共済法第九条第一項第一号又は第二号」と、「再び当該共済金に係る共済契約」と同一の種類の共済契約」とあるのは「第二種共済契約」とする。

五月十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月三日)

一、理化学研究所法の一部を改正する法律案

五月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「商品仲買人」を「商品取引員」に、「第九十七条」を「第九十七条の六」に改める。

第二条第六項を削る。

第九条第二項中「媒介」の下に「、取次ぎ若しくは代理」を加え、「(以下「売買等」という。)」を削り、同条第四項を削る。

第十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「払込」を「払込み」に改め、同項第七号中「仲買保証金及び売買証拠金」を「売買証拠金及び受託業務保証金」に改め、同項第九号中「制裁」を「監査及び制裁」に改め、同項第十号中「選挙」を「選任」に改める。

第十一条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「商号」の下に「(名称を含む。以下同じ。)」を加え、同項第三号中「払込」を「払込み」に改め、同項第四号中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

に、「申込」を「申込み」に改める。

第十三条第一項中「左」を「次に」に改め、同項第六号中「(名称を含む。以下同じ。)」を削る。

第十五条第一項中「第十三条の規定による」を「第八条の二」に、「左の」を「次の」に改め、同項「第八号中「且つ」を「かつ」に改め、「又は商品仲買人」を削り、同項第二号中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「第十三条の規定による」を「第八条の二」に改める。

第二十条第三項中「第十五条第二項」を「同条第二項」に改め、「若しくは商品仲買人」を削る。

第二十条の二の見出し中「業務規程」の下に「又は受託契約準則」を加え、同条第一項中「第七十八条第一項の規定により業務規程をもって定めるべき事項のうち、その変更が売買取引の公正の確保又は委託者の保護に支障を及ぼすおそれのある事項であつて、政令で定めるものについて」を削り、「業務規程」の下に「又は受託契約準則」を加え、同条第三項中「第二号並びに」を削る。

第二十一条第一項中「除くの外、左の」を「除くほか、次の」に改め、同項第二号中「若しくは業務規程」を「業務規程若しくは受託契約準則」に改める。

第二十三条第一項中「以下第二項」を「次項」に、「売買等」を「売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理(商品市場における売買取引の取次ぎを含む。以下「生産又は加工(以下「売買等」という。))」に改める。

第二十四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「若しくは証券取引法第五章、第百八十七條第一項若しくは第百九十一條の規定に係る罰則」を削り、「終つた」を「終つた」に改め、同項第三号中「若しくは第二項第二号」を削り、「商品仲買人の登録」を「第四十一条第一項の許可」に改め、同項第四号中「商品仲買人」を「(会員で第四十一条第一項の許可を受けたもの)」に改め、「若しくは第二項第二号」を削り、「登録」を「第四十一条第一項の許可」に改め、同項第六号中「又は証券取引法第百八十七條第一項」を削り、同項第八号中「に

該当するもの」を「該当する者」に改める。

第二十五条の見出しを「(会員の純資産額)」に改め、同条第二項中「場合において、売買取引の公正を確保するため、特に必要がある」を削り、「することができる」を「しなければならない」に改め、同条第七項中「第一項」の下に「から第五項まで」を加える。

第二十五条の二中「(会員の数)」の下に「又は委託を受けて商品市場において当該商品を売買取引する会員の数」を加える。

第三十条第四項中「相続人又は受遺者」及び「相続人若しくは受遺者」を「相続人等」に改める。

第三十七条中「承継人」を「承継者」に改める。

第三十八条第五項中「商品仲買人」を「(会員で第四十一条第一項の許可を受けたもの)」に、「当該商品仲買人」を「当該会員」に改める。

第四十条中「基く」を「基づく」に、「これらの法令に基いて」を「若しくはこの法律に基づいて」に、「違反した場合」又は「政令で取引の信義則に違反するものと指定する行為をした場合において、取引所の健全な運営を確保し、又は会員及び商品市場における売買取引の委託者の利益を確保するため必要があると認める」を「違反し、又は取引の信義則に違反する行為をした」に改める。

「第五章 商品仲買人」を「第五章 商品取引員」に改める。

第四十一条から第五十二条までを次のように改める。

(売買取引の受託の許可)

第四十一条 会員は、商品市場における売買取引の委託を受けるには、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、商品市場における上場商品とに行なう。

3 商品市場における上場商品について第一項の許可を受けた会員(以下「商品取引員」という。)でなければ、当該商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

(許可の条件)

第四十二条 前条第一項の許可には、条件を附することができ。

2 前項の条件は、委託者を保護するため必要な最少限度のものでなければならぬ。
(許可の申請)

第四十三条 第四十一条第一項の許可を受けようとする会員は、次に掲げる事項を記載した申請書を取引所を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号及び法人にあってはその役員の氏名

二 商品市場における売買取引の委託を受ける商品

三 本店及び受託業務(第四十一条第一項の許可の区分ごとに当該許可に係る商品市場における売買取引の受託に関する業務をいう。以下同じ)を行なう従たる営業所の名称及び位置

2 取引所は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が受託業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を主務大臣に送付しなければならない。

3 第一項の申請書には、主務省令で定める書類を添附しなければならない。
(許可の基準)

第四十四条 主務大臣は、第四十一条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 申請者が当該商品市場において売買取引することができると認められること。

二 申請者がその受託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、その受託業務の収支の見込みが良好であること。

三 申請者がその受託業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

四 その受託業務が、申請に係る営業所が開設される地域における当該商品の取引の状況、当該商品の受託業務に係る営業所の数その他

当該地域における経済の状況に照らし、必要かつ適当であること。

五 第二十五条の二の規定により委託を受けて商品市場において当該商品を売買取引する会員の数の最高限度が定められている場合にあつては、その許可をすることによって商品取引員の数がその最高限度をこえることとならないこと。

2 申請者の純資産額が、当該商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額(その者が他の商品市場における上場商品について第四十一条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該商品市場における上場商品及び当該他の商品市場における上場商品について第四十九条第一項の規定により定められた基準額を合算した額)を下る場合には、前項第二号の規定の適用にあたつては、その者は、その受託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有しないものとする。

3 第二十五条第七項の規定は、前項の純資産額について準用する。

(処分の手続)

第四十五条 主務大臣は、第四十一条第一項の規定による処分をしようとするときは、取引所の意見を尊重しなければならない。

2 第十五条第二項から第七項までの規定は、第四十一条第一項の規定による処分について準用する。

3 主務大臣は、第四十一条第一項の規定による処分をしたときは、書面をもって、その処分の内容及びその処分が取引所の意見と異なるときはその理由を取引所に通知しなければならない。
(変更の許可)

第四十六条 商品取引員は、受託業務を行なう従たる営業所を開設し、又は本店若しくは受託業務を行なう従たる営業所の位置を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 商品取引員は、前項の許可を受けようとする

ときは、申請書に主務省令で定める書類を添附し、取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

3 第十五条第二項から第七項まで、第四十四条第一項第二号及び第四号並びに前条第三項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。
(届出事項)

第四十七条 商品取引員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨の届出書を取引所を経由して主務大臣に提出しなければならない。

一 第四十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したとき(前条第一項の許可を受けてこれらの事項を変更したときを除く。)

二 受託業務を行なう従たる営業所を廃止したとき。

三 受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

四 受託業務を廃止したとき。

2 前項の届出書であつて第四十三条第一項第一号に係るものには、その変更を証する書面及びその変更の届出が新たに就任した役員に係るときは主務省令で定める書類を添附しなければならない。
(商品取引員たる地位の承継)

第四十八条 商品取引員につき合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、商品取引員たる地位を承継する。

2 前項の規定により商品取引員たる地位を承継した者は、遅滞なく、その旨の届出書にその事実を証する書面を添附し、取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(商品取引員の純資産額)

第四十九条 商品取引員の純資産額の基準額は、商品の取引単位、取引高その他の取引事情及び委託者の保護を考慮して、商品市場における上場商品ごとに、政令で定める。

2 主務大臣は、商品取引員の純資産額が、当該商品取引員が委託を受けて売買取引する商品市場における上場商品について前項の規定により定められた基準額(その者が二以上の商品市場における上場商品について第四十一条第一項の許可を受けている場合にあつては、これら商品市場における上場商品について前項の規定により定められた基準額を合算した額)を下ることとなつたときは、遅滞なく、当該商品取引員に対し当該商品市場における売買取引の受託の停止を命じなければならない。

3 前項の場合において、当該商品取引員が受託の停止を命ぜられた日から六月以内にその者の純資産額が同項に規定する基準額以上となつたときは、主務大臣は、同項の規定による受託の停止を解除しなければならない。

4 第二項の場合において、商品取引員の純資産額が前項に規定する期間内に第二項に規定する基準額以上となつたときは、主務大臣は、第四十一条第一項の許可を取り消さなければならない。

5 第十五条第二項から第七項までの規定は、第二項又は前項の規定による処分について、第二十五条第七項の規定は、前各項の純資産額について、第四十五条第三項の規定は、前三項の規定による処分について準用する。
(改善命令)

第五十条 主務大臣は、商品取引員の財産の状況又は受託業務の運営が次の各号の一に該当する場合において、委託者を保護するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該商品取引員に対し、財産の状況又は受託業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 負債の合計金額の純資産額に対する比率が主務省令で定める率をこえた場合

二 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が主務省令で定める率を下つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、委託者を保護

するため財産の状況又は受託業務の運営につ
き正を加えることが必要の場合として主務
省令で定める場合

2 前項第一号の負債の合計金額並びに同項第二
号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金
額は、主務省令で定めるところにより計算しな
ければならない。

3 第十五条第二項から第七項まで及び第四十五
条第三項の規定は、第一項の規定による命令に
ついて、第二十五条第七項の規定は、第一項第
一号の純資産額について準用する。

(許可の失効)
第五十一条 商品取引員が取引所を脱退したと
き、又は受託業務を廃止したときは、第四十一
条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し)
第五十二条 主務大臣は、第四十九条第四項の規
定により第四十一条第一項の許可を取り消す場
合を除くほか、商品取引員が不正の手段により
同項の許可を受けたときは、その許可を取り消
さなければならない。

2 主務大臣は、第二百三十三条の規定により第四
十一条第一項の許可を取り消す場合を除くほ
か、商品取引員が正当な理由がないのに、受託
業務を開始することができなくなった日から
三月以内にその業務を開始しないとき、又は
引き続き三月以上その業務を休止したときは、
同項の許可を取り消すことができる。

3 第十五条第二項から第七項まで及び第四十五
条第三項の規定は、前二項の規定による許可の
取消しについて準用する。

第五十三条を削る。
第五十三条の二第一項中「商品仲買人」を「商品
取引員」に、「左の」を「次の」に改め、同項第二号
中「第四十二条第五項」を「第四十九条第四項又は
前条第二項に」、「登録」を「第四十一条第一項の許
可」に改め、同項第三号を次のように改め、同項
第四号を削る。

三 受託業務を廃止したとき。

第五十三条の二第二項中「承継人」を「承継者」に
改め、同条を第五十三条とする。

第五十三条の三第一項中「商品仲買人たる会員
が商品市場においてした売買取引に係る」を「持分
及びその持分について」に、「その商品仲買人」
を「被承継人」に、「承継をした者(当該商品市場に
おける売買取引の委託を受けることができる商品
仲買人たる者を除く。）」を「承継をした者は、当
該商品市場における上場商品について第四十一条
第一項の許可を受けている場合を除き」に、「商
品仲買人」を「商品取引員」に改め、同条を第五
十三條の二とし、同条の次に次の一条を加える。
(商品取引員責任準備金)

第五十三条の三 商品取引員は、商品市場におけ
る売買取引高に應じ、商品取引員責任準備金を積
み立てなければならない。

2 前項の商品取引員責任準備金は、先物取引又は
その受託に關して生じた事故であつて政令で定
めるものによる損失の補てんにあつてする場合のほ
か、使用してはならない。ただし、主務大臣の
承認を受けたときは、この限りでない。

3 第一項の規定による商品取引員責任準備金の積
立てに關し必要な事項は、主務省令で定める。
第五十四条中「商品仲買人」を「商品取引員」に改
め、「第三十九條の規定により区分經理する場
合において」を削り、「ついても」を「ついで」に改
める。

第五十八條の見出し中「選挙」を「選任」に改め、
同条中「定款」を「次項の規定により選任される
理事を除き、定款」に、「但し」を「ただし」に改
め、同条に次の一項を加える。

2 理事長は、定款に特別の定めがある場合に
は、理事の過半数の同意を得て、定款で定める
数の理事を選任する。
第六十四条第二項中「左の」を「次の」に改め、第
五号を次のように改める。

五 商品取引員であるときは、許可年月日及び
商品市場における売買取引の委託を受ける商品

第七十二条第一項中「左の」を「次の」に、「よる
の外」を「よるほか」に、「仲買保証金又は特別担保
金」を「特別担保金又は受託業務保証金」に改める。

第七十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同
項第四号中「締結の方法」を「契約の締結及びその
制限に關する事項」に改め、同項第五号中「受渡」
を「受渡し」に改め、同項第六号中「外」を「ほか」に
改め、同条第二項を削る。

第八十四条の見出し中「因る」を「よる」に改め、
同条第一項中「基く」を「基づく」に、「因る」を「よ
る」に改め、「仲買保証金並びに」を削り、同条第
二項中「及び第四十七條第三項」及び「及び仲買保
証金」を削る。

第八十四条の二第二項中「基く」を「基づく」に、
「因る」を「よる」に改め、「仲買保証金」を削る。
第八十七條第二項中「第五十三條の二」を「第五
十三條」に、「商品仲買人」を「商品取引員」に改め
る。

第九十一条の見出しを「(受託場所の制限)」に改
め、同条第一項中「商品仲買人は、第四十五條第
一項(第四十九條第四項において準用する場合を
含む)の規定による登録がしてあるその」を「商品
取引員は、第四十一条第一項又は第四十六條第一
項の許可に係る」に改め、「又は事務所」及び「又
は自己(法人である場合には、その役員)及び自己
の使用人であつてその所屬する取引所の定款で定
める資格を有し、且つ、その定款で定める登録を
受けたもの以外の者に委託を勧誘させ」を削り、
同条第二項中「商品仲買人」を「商品取引員」に改
め、「又は事務所」を削り、同条の次に次の一條を
加える。

(委託の勧誘の制限)
第九十一条の二 商品取引員は、その使用人(商
品取引員が法人である場合には、その役員及び
使用人)であつて、その者について当該商品取引
員が取引所の行なう外務員の登録を受けてい
るもの以外の者に、前条第一項の營業所以外の
場所、商品市場における売買取引の委託を勧
誘させてはならない。

2 取引所は、その定款において、前項の登録に
係る者(以下「登録外務員」という)の資格その
他の外務員の登録に關する事項を定め、上場商
品ごとに、その登録を新ななければなら
ない。

3 取引所は、登録外務員が、この法律に違反し
たとき、又は商品市場における売買取引の委託
の勧誘に關して著しく不適当な行為として定款
で定めるものをしたときは、当該登録外務員を
使用する商品取引員が当該登録外務員について
受けている第一項の登録を取り消し、又は当該
商品取引員が当該登録外務員に商品市場におけ
る売買取引の委託を勧誘させることを制限しな
ければならない。
第九十二条中「商品仲買人」を「商品取引員」に改
める。

第九十三条及び第九十四条を次のように改め
る。
(のみ行為の禁止)
第九十三条 商品取引員は、商品市場における売
買取引の委託を受けたときは、その委託に係る
商品について、商品市場において売付け又は買
付けをしないで、自己がその相手方となつて売
買を成立させてはならない。
(不当な勧誘等の禁止)
第九十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をし
てはならない。

一 商品市場における売買取引につき、顧客に
対し、利益を生ずることが確実であると誤解
させるべき断定的判断を提供してその委託を
勧誘すること。
二 商品市場における売買取引につき、顧客に
対し、損失の全部若しくは一部を負担するこ
とを約し、又は利益を保証して、その委託を
勧誘すること。

三 商品市場における売買取引につき、価格、
数量その他主務省令で定める事項についての
顧客の指示を受けないでその委託を受けるこ
と。

四 前三号に掲げるもののほか、商品市場における売買取引又はその受託に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は売買取引の公正を害するものとして主務省令で定めるもの。

2 登録外務員は、前項第一号又は第二号に掲げる行為をしてはならない。

第九十五条中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、

第九十六条第一項中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、「その所属する」を削り、同条第三項を削る。

第九十七條第一項中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 取引所が上場商品について受託契約準則で定める委託証拠金の料率は、当該商品の取引事情及び売買取引の公正の確保を考慮して主務大臣が定める料率を下つてはならない。

第九十七條に次の一項を加える。

3 第九十九條第二項及び第三項の規定は、委託証拠金について準用する。

第九十七條の次に次の五條を加える。

(受託業務保証金の預託)

第九十七條の二 商品取引員は、その受託業務につき委託者のために、受託業務保証金を取引所に対し預託しなければならない。

2 前項の受託業務保証金の額は、本店につき六十万円以上九百万円以下で商品ごとに政令で定める金額、受託業務を行なう従たる営業所につき当該営業所ごとに二十万円以上三百万円以下で商品ごとに政令で定める金額の割合による金額の合計額とする。

5 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

6 商品取引員は、受託に係る商品市場における売買取引であつて毎月の各営業日において決済を結了していないものの数量及び当該商品市場における当該各営業日の最終価格並びに前条第二項の規定により主務大臣が定める料率を基準として、その月の末日において、主務省令で定める方法により算出した額(以下「預託基準額」という。)が同日における受託業務保証金の預託額をこえるときは、そのこえる額を受託業務保証金として取引所に対し預託しなければならない。

7 第三十八條第三項及び第四項の規定は、受託業務保証金について準用する。

(受託業務保証金の払渡)

第九十七條の三 商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託した者は、その委託により生じた債権の弁済を受けるため、当該商品取引員が預託した受託業務保証金について、取引所に対し、その払渡しを請求することができる。

2 取引所は、商品取引員が前条第七項において準用する第三十八條第三項の規定により有価証券を預託している場合において、前項の規定による請求があつたときは、主務省令で定めるところにより、当該有価証券を換出し、その請求をした者に対し、その換価代金を支払うことができる。

(受託業務保証金の不足額の預託)

第九十七條の四 商品取引員は、前条第一項の規定による請求権を有する者がその権利を行使したため、受託業務保証金の預託額が第九十七條の二第二項に規定する額又は前月の末日における預託基準額のいずれか多い額に不足することとなつたときは、その不足額を取引所に対し預託しなければならない。

(受託業務保証金の取戻)

第九十七條の五 商品取引員は、受託業務保証金の預託額が第九十七條の二第二項に規定する額(受託業務を行なう従たる営業所を廃止した場合には、その廃止の日以後その廃止について主務省令で定める公告をした日後三月を経過する日までは、当該営業所を廃止しなかつたものとした場合における同項に規定する額)又は前月の末日における預託基準額のいずれか多い額をこえることとなつたときは、そのこえる額を取り戻すことができる。

2 第四十九條第四項、第五十二條第一項若しくは第二項若しくは第百二十三條の規定により第四十一條第一項の許可を取り消されたとき、又は第五十一條の規定により第四十一條第一項の許可が効力を失つたときは、商品取引員であつた者又はその承継人は、当該商品取引員であつた者が預託した受託業務保証金を取り戻すことができる。

3 前項の規定による受託業務保証金の取戻しは、当該受託業務保証金につき第九十七條の三第一項に規定する請求権を有する者に対し、三月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、受託業務保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

4 受託業務保証金は、第一項又は第二項の規定により取り戻すことができる場合を除き、これを取り戻すことができない。

(主務省令への委任)

第九十七條の六 第九十七條の二から前条までに定めるもののほか、受託業務保証金の預託、払渡し及び取戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第九十九條に次の一項を加える。

2 主務大臣は委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、商品取引員と取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の業務又は財産に関し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

第百二十條第一項中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に、「業務規程若しくは受託契約準則」を「若しくは業務規程」に、「虞」を「おそれ」に、「又はその帳簿書類」を「帳簿、書類」に改め、同条第三項中「前二項を」を「前三項」に改め、同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により会員の事務所又は営業所に」を「前二項の規定により」に改め、「当該会員の」の下に「又は商品取引員」を加え、「前項の事務所又は」を「その」に、「立ち合せて」を「立ち会わせて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、部下の職員をして、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

第百二十一條第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に、「又は当該定款」を「若しくは当該定款」に改め、同条第二項中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

第百二十二條中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に改め、同条に「基づく命令」に改める。

第百二十三條の見出し中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、同条中「商品仲買人」を「商品取引員」に、「基く政令、この法律に基く省令又はこの法律に基いて主務大臣の処分」を「基づく命令若しくはこの法律に基いて主務大臣の処分又は第四十一條第一項の許可に附された条件」に、「その登録」を「同項の許可」に改める。

第百二十四條を次のように改める。

の預託額が第九十七條の二第二項に規定する額(受託業務を行なう従たる営業所を廃止した場合には、その廃止の日以後その廃止について主務省令で定める公告をした日後三月を経過する日までは、当該営業所を廃止しなかつたものとした場合における同項に規定する額)又は前月の末日における預託基準額のいずれか多い額をこえることとなつたときは、そのこえる額を取り戻すことができる。

2 第四十九條第四項、第五十二條第一項若しくは第二項若しくは第百二十三條の規定により第四十一條第一項の許可を取り消されたとき、又は第五十一條の規定により第四十一條第一項の許可が効力を失つたときは、商品取引員であつた者又はその承継人は、当該商品取引員であつた者が預託した受託業務保証金を取り戻すことができる。

3 前項の規定による受託業務保証金の取戻しは、当該受託業務保証金につき第九十七條の三第一項に規定する請求権を有する者に対し、三月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、受託業務保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

4 受託業務保証金は、第一項又は第二項の規定により取り戻すことができない場合を除き、これを取り戻すことができない。

(主務省令への委任)

第九十七條の六 第九十七條の二から前条までに定めるもののほか、受託業務保証金の預託、払渡し及び取戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

第九十九條に次の一項を加える。

2 主務大臣は委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、商品取引員と取引員と取引をする者に対し、当該商品取引員の業務又は財産に関し、参考となるべき報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

第百二十條第一項中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に、「業務規程若しくは受託契約準則」を「若しくは業務規程」に、「虞」を「おそれ」に、「又はその帳簿書類」を「帳簿、書類」に改め、同条第三項中「前二項を」を「前三項」に改め、同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により会員の事務所又は営業所に」を「前二項の規定により」に改め、「当該会員の」の下に「又は商品取引員」を加え、「前項の事務所又は」を「その」に、「立ち合せて」を「立ち会わせて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、部下の職員をして、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

第百二十一條第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に、「又は当該定款」を「若しくは当該定款」に改め、同条第二項中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

第百二十二條中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に改め、同条に「基づく命令」に改める。

第百二十三條の見出し中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、同条中「商品仲買人」を「商品取引員」に、「基く政令、この法律に基く省令又はこの法律に基いて主務大臣の処分」を「基づく命令若しくはこの法律に基いて主務大臣の処分又は第四十一條第一項の許可に附された条件」に、「その登録」を「同項の許可」に改める。

第百二十四條を次のように改める。

資料の提出を求めることができる。

第百二十條第一項中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に、「業務規程若しくは受託契約準則」を「若しくは業務規程」に、「虞」を「おそれ」に、「又はその帳簿書類」を「帳簿、書類」に改め、同条第三項中「前二項を」を「前三項」に改め、同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により会員の事務所又は営業所に」を「前二項の規定により」に改め、「当該会員の」の下に「又は商品取引員」を加え、「前項の事務所又は」を「その」に、「立ち合せて」を「立ち会わせて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

3 主務大臣は、委託者を保護するため特に必要があると認めるときは、部下の職員をして、商品取引員の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

第百二十一條第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に、「又は当該定款」を「若しくは当該定款」に改め、同条第二項中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

第百二十二條中「基く政令、この法律に基く省令」を「基づく命令」に、「基いて」を「基づく」に改め、同条に「基づく命令」に改める。

第百二十三條の見出し中「商品仲買人」を「商品取引員」に改め、同条中「商品仲買人」を「商品取引員」に、「基く政令、この法律に基く省令又はこの法律に基いて主務大臣の処分」を「基づく命令若しくはこの法律に基いて主務大臣の処分又は第四十一條第一項の許可に附された条件」に、「その登録」を「同項の許可」に改める。

第百二十四條を次のように改める。

(定款等の変更命令)

第二百二十四条 主務大臣は、取引所に對し、当該取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則について、商品市場における売買取引の公正を確保し、又は委託者を保護するため必要かつ適當であると認める変更を命ずることができ、

第二百四十五条の次に次の一条を加える。
(委託の媒介等の禁止)

第二百四十五条の二 何人も、業として、商品市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理をしてはならない。

第二百四十六条中「第四十二条第七項、第四十八条第二項、第四十九条第四項」を「第四十五条第二項、第四十六条第三項、第四十九条第五項、第五十条第三項」に改め、「第五十三条第三項」を削る。

第二百四十七条を次のように改める。
(発起人及び会員の数の計算)

第二百四十七条 第九条第一項若しくは第三項、第九十八条第一項第五号又は第九十九条に規定する発起人又は会員の数の計算については、二種以上の上場商品の売買等を業として営んでいる者は、当該商品の一種ごとに一人とみなす。

第二百四十八条の見出し中、「主務省」を削り、同条第一項中「又は主務省」を削り、「のみを上場する取引所」の下に「又は当該商品に係る商品取引員」を加え、「農林大臣又は農林省」を「農林大臣」に改め、「又は通商産業省」及び「又は農林省及び通商産業省」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「通商産業大臣」を「主務大臣」に、「基く」を「基づく」に、「通商産業局長に行わせる」を「地方支分部局の長に行なわせる」に改め、同項を同条第三項とする。

第二百五十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 第四十一条第三項の規定に違反した者
三 第四十六条第一項の許可を受けずに受託業務を行なう従たる営業所を開設し、又は本

店若しくは受託業務を行なう従たる営業所の位置を変更した者

四 第四十九条第二項又は第二百三十三条の規定による命令に違反した者

第二百五十五条第六号中「第九十四条」を「第九十三条」に改め、同条に次の一号を加える。

七 第二百四十五条の二の規定に違反した者
第二百五十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第二百一十一条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

第二百五十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十三条」の下に「第四十三条第一項若しくは第三項又は第四十六条第二項」を加え、同条第二号中「第四十六条第二項、第五十条第二項」を削る。

第二百六十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第五十一条又は第九十一条第一項」を「第九十一条第一項、第九十一条の二第二項又は第九十七条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二号中「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項若しくは第四十八条第二項」に、「同条第二項」を「第四十七条第二項若しくは第四十八条第二項」に改め、同条第四号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

第二百六十二条中「左の」を「次の」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百六十四条を次のように改める。
第二百六十四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項の規定による命令に違反した者

二 第五十三条の三第一項又は第二項の規定に違反して商品取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

三 第九十一条第二項の規定に違反した者
第二百六十六条中「左の」を「次の」に、「第四十二条第七項、第四十八条第二項、第四十九条第四項」を「第四十五条第二項、第四十六条第三項、第四十九条第五項、第五十条第三項」に改め、「第五十

三条第三項」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)の規定による商品仲買人の登録を受けている者(以下「商品仲買人」という。)については、当該登録に係る商品(改正後の商品取引所法(以下「新法」という。)第四十一条第一項の許可に係るものを除く。以下同じ。)に限り、この法律の施行の日から三年間は、旧法(第四十二条、第四十二条の二、第四十四条、第四十六条第二項(仲買保証金に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十九条(営業所若しくは事務所の設置又は商品の追加に係る部分に限る。)、第五十条、第九十一条第一項(委託の勧誘の制限に係る部分に限る。)、第九十三条、第九十四条及び第九十七条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

3 商品仲買人については、当該登録に係る商品に限り、前項に規定する期間内は、新法第四十九条、第五十条、第五十三条の三、第九十一条の二、第九十三条、第九十四条第一項、第九十七条から第九十九条の六まで、第二百九条第二項及び第二百二十条第二項から第四項まで並びにこれらの規定に係る罰則並びに第九項の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二十条の三及び第五十七条の規定は、その者をその商品ごとに新法の規定による商品取引員とみなして、適用する。この場合において、第九十七条の二第三項中「受託業務を開始してはならない」とあるのは、「商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。ただし、その受託に係る商品市場における売買取引の決済を結了する目的の範囲内である場合は、この限りでない」とする。

4 商品仲買人の使用人であつてこの法律の施行の際現に旧法第九十一条第一項の規定による登録を受けているものは、この法律の施行の日から六月間は、新法第九十一条の二第一項の規定による外務員の登録を受けているものとみなす。

5 この法律の施行前に商品仲買人に対し商品市場における売買取引を委託した者は、新法第九十七条の三第一項の規定の適用については、商品取引員に対し商品市場における売買取引を委託したものとみなす。

6 旧法第五十二条第一項又は第二百三十三条の規定により商品仲買人の登録を取り消された者は、その取消された日は、その取消の日において、新法第五十二条第一項又は第二百三十三条の規定により許可を取り消されたものとみなす。

7 この法律の施行前(商品仲買人については、第二項の規定により旧法がなお効力を有する期間の経過前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

9 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十條の三第一項中「第二條第六項」を「第四十一条第三項」に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条を「同法第二條」に改め、同条第四項第一号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

第五十七條第二項中「第二條第六項」を「第四十一条第三項」に、「商品仲買人」を「商品取引員」に、「同条を「同法第二條」に改め、同条第五項第一号中「商品仲買人」を「商品取引員」に改める。

10 登録免許税法(昭和四十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條に次の一項を加える。
商品取引所法の一部を改正する法律(昭和四

十二年法律第 号(附則第二項(商品仲買人の経過措置)に規定する商品仲買人で同項に規定する期間内に商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第四十一条第一項(売買取引の受託の許可)の許可の申請をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十一号に掲げる商品市場における売買取引の受託の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

法律案

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、電気工事業を営む者の営業所について登録の実施、電気工事管理者の設置その他の措置を定めることにより、電気工事業の運営の適正化を図り、もって一般用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第六十六条第一項に規定する一般用電気工作物をいう)を設置し、又は変更する工事をいう。

2 この法律において「電気工事業」とは、業として電気工事を行なうことをいう。

(登録)

第三条 電気工事業を営んでいる者又は営もうとする者は、営業所ごとに、その営業所の所在地の属する都道府県に備える電気工事業営業所登録簿に登録を受けることができる。

(登録の申請)

第四条 前条の規定により営業所につき登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という)は、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 個人であるときはその者の氏名及び住所、法人であるときは主たる事務所の所在地の場所及びその代表者の氏名

三 営業所の名称及び所在の場所

四 営業所に置かれる電気工事士(電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第三条に規定する電気工事士をいう。以下同じ)の氏名及びその者が交付を受けた電気工事士免状の交付番号

2 前項の登録申請書には、営業所に同項第四号

の電気工事士が置かれることを誓約する書面を添附しなければならない。

3 第一項第四号及び前項の規定の適用については、登録申請者(法人である場合においては、その役員)が電気工事士であり、かつ、みずから当該営業所の業務に係る電気工事の作業に従事する者であるときは、その者は、当該営業所に置かれる電気工事士とみなす。

4 登録申請者は、政令で定めるところにより、登録手数料を都道府県に納めなければならない。

(登録の実施)

第五条 都道府県知事は、前条第一項及び第二項の規定による登録申請書の提出があったときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を電気工事業営業所登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げるときは、登録を拒否しなければならない。

一 営業所に二人以上の電気工事士が置かれていないとき。

二 登録申請書又はその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

2 都道府県知事は、登録申請者が第九条第一項第四号又は第十四条第一項の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から一年を経過しない者であるときは、登録を拒否することができる。

3 第四条第三項の規定は、第一項第一号の規定を適用する場合に準用する。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なくその理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

ばならない。

(変更の登録)

第七条 第五条第一項の規定により営業所につき登録を受けた電気工事業を営む者(以下「登録電気工事業業者」という)は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

2 登録電気工事業業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を当該営業所につき登録をした都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が電気工事士の増員又は交代等によるものであるときは、申請書に第四条第二項に規定する書面を添附しなければならない。

3 前二条の規定は、変更の登録の申請があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第八条 登録電気工事業業者が次の各号の一に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、三十日以内に、その旨を当該営業所につき登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 営業所に係る電気工事業を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 法人が破産により解散したとき。

四 法人が合併により消滅したとき。

五 法人が破産又は合併以外の理由により解散したとき。

第九条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げるときは、当該営業所に係る登録を消除しなければならない。

(登録の消除)

五月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案(衆)

電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する

一 登録の消除の申請があったとき。

二 前条の規定による届出があったとき。

三 前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

2 第六条第四項の規定は、前項の規定により登録を消除した場合に準用する。

(電気工事事業登録簿の供覧)

第十条 都道府県知事は、電気工事事業登録簿を公衆の閲覧に供さなければならない。

(登録電気工事店等の名称)

第十一条 登録電気工事業者は、登録を受けた営業所について、登録電気工事店その他登録を受けた営業所であることを示す名称を用いることができる。

2 前項に規定する場合を除いては、何人も、登録電気工事店その他登録を受けた営業所であることを示すような名称を用いてはならない。

(電気工事管理者)

第十二条 登録電気工事業者は、電気工事の設計、施工その他の電気工事に関する業務を管理させるため、登録を受けた営業所ごとに、電気工事管理者を置かなければならない。ただし、登録電気工事業者がみずから電気工事管理者となつて管理する営業所については、この限りでない。

2 電気工事に関する業務の管理に必要な知識及び経験について通商産業省令で定める一定の要件を備える者でなければ、電気工事管理者となることができない。

3 登録電気工事業者は、電気工事管理者を置き、又はみずから電気工事管理者となつたときは、十五日以内に、当該営業所につき登録をした都道府県知事に、その電気工事管理者の氏名又はみずから電気工事管理者となつた旨その他通商産業省令で定める事項を届け出なければならぬ。電気工事管理者に変更があったときも、同様とする。

(電気工事の施工に関する帳簿書類の保存)

第十三条 登録電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、登録を受けた営業所ごとに、電気工事の施工に関する帳簿書類を保存しなければならない。

(監督処分)

第十四条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げるときは、当該営業所に係る登録を消除しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一 第六条第一項第一号に該当するに至つたとき。

二 登録電気工事業者が第十二条第一項の規定に違反したとき。

2 第六条第四項の規定は、前項の規定により登録を消除した場合に準用する。

(報告及び検査)

第十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録電気工事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に登録を受けた営業所について登録電気工事業者の業務に係る帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して、変更の登録を申請せず、又は虚偽の申請をした者

二 第十一条第二項の規定に違反した者

三 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第十九条 第八条又は第十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に第十一条第二項に規定する名称を用いている者については、同項の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

昭和四十二年六月一日印刷

昭和四十二年六月二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局